

意見回答書

作成日 R8年 7月 24日

太陽光発電施設の設置予定場所	上田市生田字上平1003-3, 1002-8
----------------	------------------------

意見（質問・要望）	陳述者・提出者	回答
売電価格は以前より下がっていますが、これから太陽光事業は利益が出るのでしょうか。儲からない事業ではないですか。災害が起きる危険を冒してまで事業を行う意味はあるのか。	説明会参加者	おっしゃる通り売電価格は以前より下がっています。しかし事業としては成り立っている為今回の計画をしています。また災害についてご心配されるお気持ちは理解しています。そのため、法令や条例を守ることはもちろん、排水計画や造成方法なども十分に検討し、安全性に配慮した設計・施工を行います。
この辺りは獣が出るので、気持ちとしては電気柵をつけてもらえると安心です。	同上	現時点では、電気柵を設置する予定はありませんが、ご意見として参考にさせていただきます。
昨今は異常気象によるゲリラ豪雨などが増えていますが、水害は大丈夫なのでしょうか。	同上	近年の豪雨については十分に認識しております。上田市の条例では、雨水は原則として場内で浸透処理を行うことが求められており、本計画においても素掘りの側溝を設置し、場内で雨水を浸透させる計画です。また、浸透検査を行ったうえで雨水計算をしています。通常想定される降雨量に対して約1.3倍の余裕を見込んで計算を行っており、適切な排水能力を確保する設計としています。
本当に雨水は浸透するのでしょうか。オーバーフローして池に土砂が流れ込んだ場合はどうするのでしょうか。	同上	計算上は浸透いたします。また、素掘りの側溝に加えて土砂の流出を防ぐため、西、南、東面に小堤を設置する予定となります。万が一流出した場合は必要な対応を行います。
傾斜があるため心配です。	同上	傾斜の対策の為段々畑上の造成を行う予定です。
池へ土砂が流出する可能性があるため、「池に流出した土砂をすべて引き上げる」旨を協定書に明記してほしい。	同上	協定書への記載内容については、自治会長様と協議いたします。また、災害が発生しないよう設計、施工いたします。
一度目の説明会箇所と今回の箇所の今後のスケジュール感を教えてください。	同上	前回説明会を行った箇所については7月に伐採を行い8月には工事に入る予定です。今回の箇所については条例の許可が下り次第施工を行う予定です。

伐採した木材はどうしますか？	同上	地元の方から薪に使用したいをお話があるためお譲りする予定です。
雑草のメンテナンスはどうしますか？	同上	定期的に草刈りを行います。
除草剤を使用することで地滑りのリスクが上がりますがどのように考えていますか？	同上	おっしゃる通りです。現在除草剤を使用する予定はありません。また、地主様からこの地区では当該地の南側の池の水をコメ作りに利用していると伺っており、事前に除草剤の使用を控えるよう協議しておりました。
賛助会費を年間1万円いただいています。お支払いいただけますか？	同上	お支払いさせていただきます。
道幅が狭いですが、トラックは通れますか？	同上	2t車であれば通れると思います。フェンス等ありますが、事故の無いよう、ご迷惑をおかけしないよう努めます。
工事車両の進入路を教えてください。	同上	西側からの進入を予定しています。
周辺道路の舗装は薄い為、道を壊さないようにしてほしい。	同上	道路を傷めないよう十分注意いたします。
防草シートは使用しますか？	同上	今回の予定地では防草シートを使用せず、雑草対策としては定期的に草刈りを行います。
今回の説明会には㈱グリーンプランフォート㈱エクソルの二社が同席しているが関係性について教えてください。	同上	現在の事業者はエクソル様になります。弊社は地元の企業としてエクソル様の申請の補助を行なっております。また、施工に関しても弊社で行います。
今後事業者が変わることはありますか。	同上	はい。本事業は、完成後に事業者が変更となる予定です。事業継承後も、関係法令や協定等に基づき、適切な維持管理が継続されるよう対応いたします。
緊急時はどこに連絡すればいいのか明確にしたいです。	同上	緊急連絡先については協定書に記載する予定です。また、発電所に設置する看板に記載しています。工事に関する問い合わせについては弊社にご連絡ください。

令和8年7月9日

株式会社エクソル 代表取締役 鈴木伸一 様

上田市長 斉藤 達也 様
(都市建設部都市計画課)

事業基本計画書に対する意見書

長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例第12条の規定により、次のとおり意見いたします。

施設の設置場所	上田市生田字上平1003-3、1002-8
事業区域の面積	1364㎡
施設の合計出力	49.5kW
意見課	税務課 森林整備課 建築指導課 丸子地域建設課 丸子市民サービス課 都市計画課 (公園緑化景観担当、調査計画担当)

税 務 課	1	1月1日時点で太陽光発電設備を所有されている場合は、同年1月中の償却資産(固定資産税)の申告が必要となりますので、所有以降は申告をお願いいたします。 承認いたしました。
森 林 整 備 課	1	事業の実施にあたって当該地番で樹木の伐採を行う場合は、伐採する日の90日～30日前までに伐採および伐採後の造林の届出書ならびに各種添付書類を必ず提出してください。伐採後は伐採完了から30日以内に伐採後の状況報告書等を提出してください。 承認いたしました。
	2	当該地番の所有権を取得した場合は、森林の土地の所有者届出書及び各種添付資料を提出してください。 承認いたしました。
建 築 指 導 課	1	太陽光パネルの架台の下を物入れ等として利用し、建築基準法第6条の建築物に該当する場合は、建築確認申請が必要となりますのでご注意ください。 (高さ2mを超える擁壁も同様) 承認いたしました。
	2	西側：建築基準法上の道ではありません。野立ての太陽光発電設備のため、建築物に該当しません。
丸 子 地 域 建 設 課	1	道水路を工事する際は、市と協議し、必要に応じ占用許可、自営工事承認を申請すること。 承認いたしました。
	2	道水路を破損・汚損した際は道水路管理者へ報告し、復旧について協議すること。 承認いたしました。
	3	完成した施設の管理、近隣住民からの苦情対応等を適切に行うこと。承認いたしました。
	4	原則、市道 尾野山14号線に影響しないよう施工願います。承認いたしました。

丸子市民サービス課	1	工事に係る騒音や振動等の苦情があった際には、真摯に対応してください。 工事期間中は、工事内容や期間、緊急連絡先等が明記された看板を周囲から見やすい位置に設置してください。 また、工事完了後には、問い合わせ先等が記載されたものを掲示してください。 承知いたしました。
	2	太陽光パネルの設置に際して、反射光により近隣へ影響が無きよう配慮するとともに、設置により苦情があった際には、真摯に対応してください。承知いたしました。
	3	感電、破損等が起こらないよう適正な管理をしてください。 また、事故や災害により、パネルが損壊した場合（感電、有害物質の流出等）、周辺に被害が及ばないよう対処を行ってください。承知いたしました。
	4	草刈り等定期的に土地の管理をしてください。 承知いたしました。
都市計画課 公園緑地景観担当	1	事業計画にあたっては、上田市景観計画に定める景観形成基準をご確認いただき、良好な景観の形成を図るよう努めてください。 承知いたしました。
都市計画課 調査計画担当	1	事業の実施にあたっては、地域住民をはじめとする関係者の理解が得られるよう努めてください。 承知いたしました。
	2	着工前に周辺の既設構造物（例：擁壁、道路クラック）等の調査を念入りに行い、写真等で記録のうえ保存するなど、事業完了後にトラブルにならないよう努めてください。 承知いたしました。
	3	雨水排水処理を適切に行い、敷地外に雨水や土砂の流出が無いよう施設の維持管理を十分をお願いします。工事中においても、雨水排水対策を講じ、防災に努めてください。 承知いたしました。
	4	近隣の太陽光発電設備の計画と一体的な開発と考えられる場合は、隣接の太陽光設備の計画と共に「上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例」の該当となる場合があります。 承知いたしました。
	5	工事中及び工事完了後に本開発行為に起因すると思われる苦情が発生した場合には真摯に対応をお願いします。 承知いたしました。